

就業規則の作成から最近の労働法令の改正まで解説！

魅力ある職場づくり オンライン研修会

受講料：無料

対象：企業の経営者や人事労務担当等

定員：200名

令和6年4月には労働条件明示義務、障害者の法定雇用率引き上げが実施され、今年度においても育児介護休業法の改正に伴い、子の看護等の休暇の見直しや柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることが義務付けられました。これら法改正への対応や、基本的な就業規則の作成・見直しを学ぶことができる研修会を2回に分けて開催いたします。

1. 労働法改正コース

日時

令和7年11月4日(火)

13時30分～16時00分(入室13時10分～)

研修内容

【最近の法改正の解説】(120分)

- ◆近年の法改正のほか、労働条件明示義務や子の看護等休暇の見直しなどの法改正の対応について解説します。復習と予習にお役立てください。

講師：高橋 史織氏
高橋社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

【長崎県の事業者向けカスタハラ対策について】
(15分)

- ◆今年度、労働施策総合推進法が改正され、事業主等のカスタマーハラスメント対策が義務化されます。今回は、県の事業者向けカスタマーハラスメント対策について紹介します。

講師：長崎県雇用労働政策課

2. 就業規則全般コース

令和7年11月7日(金)

13時30分～16時00分(入室13時10分～)

【就業規則作成・見直しの解説】(120分)

- ◆基本的な就業規則の作成における考え方や、見直しをする際のポイントについて解説します。就業規則の全般を学びたい方におすすめです。

講師：高橋 史織氏
高橋社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

【業務改善助成金について】(15分)

- ◆長崎県最低賃金は、12月1日より現行の953円から78円引上げられ、1,031円に改定されます。厚生労働省及び長崎労働局では、中小企業等における賃金引上げのための支援策を講じています。今回は、その支援策のひとつとして、事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成する「業務改善助成金」を紹介します。

講師：長崎働き方改革推進支援センター

開催方法・申込方法

開催方法：**オンライン**(「Webex」)。開催の前日を目途に参加URLをメールで送付します。

申込方法：裏面に記載の二次元コード又は参加申込書によりお申込みください。

申込期限：1. 労働法改正コース 10月29日(水) 2. 就業規則全般コース 11月4日(火)

お問い合わせ



長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL:095-895-2714 FAX:095-895-2582 E-mail:s05460@pref.nagasaki.lg.jp

申込み方法



左記二次元コードまたは県のホームページよりお申込みください。

長崎県 魅力ある職場づくりオンライン研修会

検索

申込期限： 1. 労働法改正コース
2. 就業規則全般コース

令和7年10月29日（水）

令和7年11月 4日（火）

※インターネットを使用できない場合は下記申込書に記載の上、メールにてお申込みください

メール：s05460@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県産業労働部雇用労働政策課 宛て

「魅力ある職場づくりオンライン研修会」参加申込書

参 加 希 望	1. 労働法改正コース(11/4) 2. 就業規則全般コース(11/7) ※参加を希望するコースに○をしてください。	
企 業 名		
企 業 所 在 地		
受 講 者 名	①	②
メー ル ア ド レ ス	①	②
電 話 番 号		